弘前市公告第230号

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年10月26日

弘前市長　谷川　政人

１　一般競争入札に付する事項及び貸付物件

(1) 件名

弘前市民会館自動販売機設置に係る行政財産の貸付

(2) 貸付物件

| 設置名称<br>設置場所 | 所在地 | 貸付<br>面積 | 台<br>数 | 販売<br>品目 | 容器 | 最低<br>貸付料 | 売上実績<br>(年度月平均) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 弘前市民会館<br>管理棟<br>市民会館① | 弘前市大字<br>下白銀町<br>１番地6 | 0.8<br>㎡<br>以内 | 1<br>台 | 清涼<br>飲料<br>水 | 缶、びん、ペットボトル、<br>紙パック、プラスチック<br>（いずれか又はその複数種） | 14,700円 | R6 58,934円<br>R7 86,245円 |
| 弘前市民会館<br>管理棟<br>市民会館② | 弘前市大字<br>下白銀町<br>１番地6 | 0.8<br>㎡<br>以内 | 1<br>台 | 清涼<br>飲料<br>水 | 缶、びん、ペットボトル、<br>紙パック、プラスチック<br>（いずれか又はその複数種） | 14,700円 | R6 41,312円<br>R7 59,431円 |
| 弘前市民会館<br>管理棟<br>市民会館③ | 弘前市大字<br>下白銀町<br>１番地6 | 1.2<br>㎡<br>以内 | 1<br>台 | 清涼<br>飲料<br>水 | 缶、びん、ペットボトル、<br>紙パック、プラスチック<br>（いずれか又はその複数種） | 29,460円 | R6 87,834円<br>R7 107,046円 |

※１　「貸付面積」には、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスの設置部分を含む。なお、転倒防止器具のうち、転倒防止板については、指定の奥行を超えてもよいが、歩行や車いすの通行の障害にならないように配慮して設置すること。

※２　「貸付面積」の寸法は、職員の計測によるものであるため、入札参加希望者は、自動販売機の維持管理、販売品の補充のために行う扉の開閉等に支障がないか当該入札の参加申請前に設置場所を確認すること。

※３　自動販売機の規格については、設置上支障のない範囲で薄型の設置に努めること。

※４　複数の設置業者が同一の自動販売機コーナー内に近接して設置することになるため、回収ボックスの設置については、設置業者間で協議のうえ、設置すること。これに伴い、実際に契約する貸付面積と異なる場合は止むを得ないものとする。

⑶ 貸付期間

貸付物件に係る貸付期間は、令和９年１月１日から令和 13 年 12 月 31 日までの５年間とし、期間の更新は行わない。

２　入札参加資格

次の要件をすべて満たす者であること。

⑴ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

⑵ 公告の日から過去３年間において、政令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。

⑶ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第２項の規定による更生手続き開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第２項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。

⑷ 個人の場合は弘前市に住所を、法人の場合は弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（弘前市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

⑸ 自動販売機の設置業務について、公告の日において引き続き３年以上営業を行っている者であること。

⑹ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。

⑺ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。

⑻ 本店所在地及び弘前市において、公告の日から過去３年間において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく行政処分を受けていない者であること。

３　参加申請

⑴ 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる書類１部を提出し、２に掲げる入札参加資格（以下「参加資格」という。）を有することについて市長の確認を受けなければならない。

なお、期限までに提出しない者及び参加資格がないと認定された者は、入札に参加できない。

| | 書類の種類 | 提出が必要な場合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| ア | 申請書 | すべての場合 | 令和８度弘前市民会館自動販売機設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に規定された書類 |
| イ | 誓約書 | すべての場合 | 募集要項に規定された書類 |
| ウ | 委任状 | 申請者が特定の代理人に対し契約行為の権限を委任する場合 | 募集要項に規定された書類 |
| エ | 事業者（会社）概要 | すべての場合 | 任意の書類又は事業の概要が記載されたパンフレット等 |
| オ | 自動販売機設置実績報告書兼入札保証金免除申請書 | すべての場合 | 募集要項に規定された書類 |
| カ | 印鑑証明書又はその写し | すべての場合 | 申請書に押印された実印に係る印鑑証明書で、申請書を提出する直前３箇月以内に官公署が発行したもの又はその写し |
| キ | 営業証明書又はその写し | 申請者が個人の場合 | 申請書を提出する直前３箇月以内に官公署が発行したもの又はその写し |
| ク | 当該法人の登記事項証明書又はその写し | 申請者が法人の場合 | 申請書を提出する直前３箇月以内に官公署が発行したもの又はその写し |
| ケ | 納税証明書又はその写し | すべての場合 | 市税及び法人税（申請者が個人である場合には、所得税）並びに消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書で、申請書を提出する直前３箇月以内に本店所在地の所轄税務署官公署が発行したもの又はその写し |
| コ | 取扱商品一覧表 | すべての場合 | 募集要項に規定された書類 |
| サ | 設置する自動販売機のカタログ | すべての場合 | 自動販売機の寸法等が確認できるもの |
| シ | 自動販売機の管理等に関する届出書 | すべての場合 | 募集要項に規定された書類 |

※　入札に参加しようとする者が、「令和８年度　弘前市競争入札参加資格者」として認定され、名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）である場合は、この表の規定にかかわらず、ウ、エ及びカからケまでに掲げる書類を要しない。

⑵ 提出先

弘前市観光部文化振興課

所在地：〒036-8551 弘前市大字上白銀町１番地１

電　話：0172-40-7015（直通）

⑶ 受付期間

令和８年 10 月 26 日（月）から 11 月６日（金）まで

⑷ 受付時間

午前９時から午後５時まで

⑸ 提出方法

上記提出先に直接持参すること。郵送、ファクシミリ、電子メールによる提出は認めない。

⑹ その他

ア　⑴に掲げる書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ　提出された書類は、返却しない。

ウ　受付期間終了後における書類の差替え、訂正及び再提出は、原則として認めない。

エ　提出された書類について、別途その内容を聴取することがある。

４　入札参加資格の確認等

⑴ 入札参加資格の確認結果は、令和８年 11 月 10 日（火）までに決定し、各申請者に一般競争入札参加資格確認通知書で通知する。

⑵ 入札参加資格が認められなかった者は、令和８年 11 月 11 日（水）午後５時までに書面（様式は任意）により説明を求めることができる。 この場合、11 月 13 日（金）までに書面で回答する。

５　募集要項の縦覧等

⑴ 場所

募集要項、貸付物件説明書、契約書案、仕様書及び弘前市契約規則（平成 18 年弘前市規則第 52 号）第７条に規定する入札参加者心得書（以下「募集要項等」という。）は、３の⑵に掲げる場所において縦覧に供し、及び配布する。なお、これらの書類は、インターネットを利用して弘前市ホームページからダウンロードすることによっても入手できる。

弘前市ホームページアドレス　http://www.city.hirosaki.aomori.jp

⑵ 期間

令和８年 10 月 26 日（月）から 11 月６日（金）まで

⑶ 時間

午前９時から午後５時まで

⑷ 質問及び回答

この公告及び募集要項等の内容等に関しての質問は、次により行うことができる。

ア　提出先

３の⑵に掲げる場所に同じ。

イ　提出方法

募集要項に規定する質問書を上記提出先に直接持参すること。郵送、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

ウ　質問期限

令和８年 11 月６日（金）午後５時まで

エ　回答日

令和８年 11 月 12 日（木）

オ　回答方法

回答は、上記提出先において回答書を閲覧に供するとともに、弘前市ホームページに掲載する。

弘前市ホームページアドレス http://www.city.hirosaki.aomori.jp

６ 入札

⑴ 入札の日時及び会場

日時：令和８年 11 月 20 日(金)　午後２時 00 分（市民会館①）

同　日　午後２時 05 分（市民会館②）

同　日　午後２時 10 分（市民会館③）

会場：青森県弘前市大字上白銀町１番地１

弘前市役所　前川本館２階　入札室

⑵ 必要書類

ア　入札書

①入札書は、入札者又はその代理人が入札会場において直接提出すること。

②入札金額は、１の⑶の貸付期間中の対象物件の貸付料の総額（５年間分の金額）を記載すること。なお、入札金額は、１の⑵に掲げる最低貸付料（以下「最低貸付料」という。）を下回らないこと。

③落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7　入札保証金

入札参加者は、入札前に入札金額の 100 分の５以上の入札保証金を納付すること。ただし、弘前市契約規則第８条第１項第１号から第３号までの規定に該当する場合は、免除される。

8　契約保証金

落札者は、契約を締結するときまでに契約金額の 100 分の５以上の契約保証金を納付すること。ただし、弘前市契約規則第 34 条第１項第１号から第７号までの規定に該当する場合は、免除される。

9　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

⑴ 入札参加者資格を有しない者のした入札

⑵ 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札

⑶ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

⑷ 同一物件の入札に対し２以上の意思表示をした入札

⑸ 他人の代理を兼ね又は２以上の代理をした者の入札

⑹ 記名及び押印のない入札額での入札

⑺ 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札

⑻ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

⑼ 最低貸付料未満の入札

⑽ その他入札条件に違反した入札

10　落札者の決定方法

入札書をその場で開札し、貸付物件に対し、最低貸付料以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とする。なお、最高価格の入札が２者以上ある場合は、くじにより決定する。

11　入札の中止等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、これを中止し、又は延期する。

12　入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次に掲げるところにより入札を辞退することができる。

⑴ 入札執行日前にあっては、３の⑵掲げる提出先に持参は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

⑵ 入札執行日にあっては、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。

13　契約の締結時期

落札者は、落札決定の日の翌日から７日以内に契約を締結すること。

14　落札者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

⑴ 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。

⑵ 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。

⑶ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

⑷ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと弘前市が判断したとき。

15　設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が自動販売機の設置を辞退した場合、弘前市において新たな設置事業者を決める募集手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い価格で入札を行った者を設置予定事業者とし、新たな設置事業者を決めることができるものとする。

16　その他

⑴ 入札参加者は募集要項等を熟読の上、入札に参加すること。

⑵ 詳細は、弘前市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する要綱（平成 25 年３月 15 日実施）及び弘前市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に係る一般競争入札実施要領（平成 25 年３月 15 日実施。ただし、第９条第１項第１号を除く。）による。

17　この公告に関する問合せ先

弘前市観光部文化振興課

所在地：〒036-8551 弘前市大字上白銀町１番地１

電　話：0172-40-7015（直通）